

昇 降 級 規 程

(目的)

第1条 この規程は、規約第5条第2号及び第5号並びに第37条第5号に基づき、競技選手の昇級及び降級に関し、必要な事項を定める。

(審議)

第2条 選手の階級は、資格審議委員会規程第9条第1項第5号の昇降級審議委員会において、1競技年度内の成績により昇級又は降級を審議し決定する。

2 昇降級審議委員会は、年1回とし最終競技会終了後2週間以内に開催する。

3 プロC級以上及びアマB級以上の選手の昇級は、前項の委員会において審議するものとし、プロD級、N級及びアマC級の選手の昇級は、1年以内の獲得点数が第6条又は第7条第1項の必要点数に達し、昇降級審議委員会がこれを認めたときに昇級するものとする。

4 プロC級及びアマB級の選手で、当該競技年度の1月から6月末までの獲得点数が第6条又は第7条第1項の必要点数に達した場合には、昇降級審議委員会がこれを認めたときに昇級できるものとする。

5 プロD級以上及びアマC級以上の選手の降級は、第2項の委員会において審議する。

(競技年度)

第3条 競技年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(適用競技会)

第4条 この規程は、中部日本ダンス選手権及び競技規程第2条第2号の競技会について適用する。

(獲得点数)

第5条 競技規程第2条第2号の競技会における、出場組数に対する入賞選手の獲得点数は、次のとおりとする。

出場組数	1位	2位	3位	4位	5位	6位	準決勝
2～5	4						
6～10	5	4					
11～20	6	5	4				
21～30	8	6	5	4			
31～40	10	8	6	5	4		

出場組数	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	準決勝
4 1～ 6 0	1 2	1 0	8	6	5	4	
6 1～ 8 0	1 3	1 1	9	7	6	5	2
8 1～1 0 0	1 4	1 2	1 0	8	7	6	4
1 0 1～1 2 0	1 5	1 3	1 1	9	8	7	5
1 2 1～1 4 0	1 6	1 4	1 2	1 0	9	8	6
1 4 1～	1 7	1 5	1 3	1 1	1 0	9	7

- 2 前項の競技会において、B級又はC級の選手が上位級に挑戦し決勝に入賞したときは、第1項の点数獲得組数の範囲内において自己級の成績に換算して得点を与える。
- 3 第1項の出場組数61組以上の競技会において、B級又はC級の選手が上位級に挑戦し準決勝に入賞したときは、第6位の獲得点数を与える。
- 4 上位級に挑戦する下位級の選手は、当日に開催される自己級に出場しなければならない。
- 5 混合級競技会における下位級選手に対する獲得点数等は、次のとおりとする。

混合級	獲得点数等
アマ A、B級 B、C級	<ol style="list-style-type: none"> ① 下位級の選手が決勝に入賞したときは、第1項の点数獲得組数の規定にかかわらず、自己級の順位に換算して得点を与える。 ② 第1項の出場組数41組以上の競技会において下位級の選手が準決勝に入賞したときは、第6位の獲得点数を与える。
アマ C、D級	<ol style="list-style-type: none"> ① D級の選手が準決勝以上に入賞し第1項の点数獲得組数の範囲内のときは、即日、C級に昇級しその獲得点数を与える。 ② 前号において出場組数21組以上で点数獲得組数の範囲外のときは、第6位まで、即日、C級に昇級できる。 ③ 第1項の出場組数41組以上の競技会においてD級の選手が準決勝に入賞したときは、即日、C級に昇級できる。
アマ D、E級	<ol style="list-style-type: none"> ① E級の選手が決勝に入賞し第7条第4項の昇級順位の範囲内のときは、即日、C級に昇級できる。 ② 前号において出場組数25組以上で昇級順位の範囲外のときは、第6位まで、即日、D級に昇級できる。 ③ 第7条第4項の出場組数55組以上の競技会においてE級の選手が準決勝に入賞したときは、即日、D級に昇級できる。
プロ 混合級	<ol style="list-style-type: none"> ① 下位級の選手が決勝に入賞したときは、第1項の点数獲得組数の規定にかかわらず、自己級の順位に換算して得点を与える。

6 中部日本ダンス選手権における入賞選手の獲得点数は、次のとおりとする。

1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	準決勝
15	13	11	9	8	7	4

7 前項の選手権においてB級又はC級の選手が決勝に入賞したときは、自己級の成績に換算して得点を与える。

8 前項の選手が準決勝に入賞したときは、第6位の獲得点数を与える。

9 選手権に出場するB級及びC級の選手は、第4項の規定を適用しない。

10 全日本級選手権大会において第1予選を通過した選手は、中部日本ダンス選手権大会の準決勝に入賞したものと同等と認め、その入賞実績および獲得点数を与える。

11 (1) 前項の全日本級選手権大会は、日本インターナショナルダンス選手権大会、J B D Fプロフェッショナルダンス選手権大会、全日本アマチュアダンス選手権大会及び全日本選抜ダンス選手権大会とする。

(2) 前号以外の全日本級選手権大会においては、その都度、協議決定する。

12 名古屋インターナショナルダンス選手権大会及び全国級競技会における入賞選手の獲得点数は、第6項、第7項および第8項を適用する。

13 前項において出場組数に対する点数獲得組数は、第1項を適用する。

14 下位級の選手が上位級に挑戦し第1予選を通過したときは、自己級の第1予選を通過したものと同等と認め、その実績を与える。

15 獲得点数は、1年間有効とする。

16 プロB級選手権における入賞選手の獲得点数は、次のとおりとする。

1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	準決勝
10	8	7	6	5	4	2

17 前項の選手権においてC級又はD級の選手が決勝に入賞したときは、自己級の成績に換算して得点を与える。

18 前項の選手が準決勝に入賞したときは、第6位の獲得点数を与える。

19 前項の選手権に出場するC級及びD級の選手は、第4項の規定を適用しない。

20 プロ級別競技会において、D級の選手がC級に挑戦し決勝に入賞したときは、第1項の点数獲得組数の規定にかかわらず、自己級の順位に換算して得点を与える。

(プロ昇級規定)

第6条 プロ・スタンダード及びラテンアメリカン選手の昇級に必要な点数は、次のとおりとする。

昇 級	必 要 点 数	
	スタンダード	ラテンアメリカン
N → D	8	8
D → C	15	12

昇級	必要点数	
	スタンダード	ラテンアメリカン
C → B	25	18
B → A	30	20

(アマ昇級規定)

第7条 アマ・スタンダード及びラテンアメリカン選手のB級以上への昇級に必要な点数は、次のとおりとする。

昇級	必要点数	
	スタンダード	ラテンアメリカン
C → B	23	18
B → A	33	25

2 アマF級スタンダード及びラテンアメリカン選手のE級への昇級は、即日昇級とし次のとおりとする。

F級 → E級 (30%)	
出場組数	昇級順位
2～4	1位のみ
5～8	2位まで
9～11	3位まで
12～14	4位まで
15～18	5位まで
19～21	6位まで
22以上	6位まで

3 アマE級スタンダード及びラテンアメリカン選手のD級への昇級は、即日昇級とし次のとおりとする。

E級 → D級 (20%)	
出場組数	昇級順位
3～7	1位のみ
8～12	2位まで
13～17	3位まで
18～22	4位まで
23～27	5位まで
28～32	6位まで
33以上	6位まで

- 4 アマD級スタンダード及びラテンアメリカン選手のC級への昇級は、即日昇級とし次のとおりとする。

D 級 → C 級 (10%)	
出 場 組 数	昇 級 順 位
5 ～ 1 4	1 位のみ
1 5 ～ 2 4	2 位まで
2 5 ～ 3 4	3 位まで
3 5 ～ 4 4	4 位まで
4 5 ～ 5 4	5 位まで
5 5 ～ 6 4	6 位まで
6 5 以上	6 位まで

- 5 D級の選手がC級に挑戦し準決勝以上に入賞したときは、第5条第1項の点数獲得組数の範囲内において、即日、C級に昇級しその獲得点数を与える。
- 6 前項において出場組数2 1組以上で点数獲得組数の範囲外のときは、第6位まで、即日、C級に昇級できる。
- 7 第5条第1項の出場組数4 1組以上の競技会においてD級の選手がC級に挑戦し準決勝に入賞したときは、即日、C級に昇級できる。
- 8 E級の選手がD級に挑戦し決勝に入賞したときは、第4項の昇級順位の範囲内において、即日、C級に昇級できる。
- 9 前項において出場組数2 5組以上で昇級順位の範囲外のときは、第6位まで、即日、D級に昇級できる。
- 10 第4項の出場組数5 5組以上の競技会においてE級の選手がD級に挑戦し準決勝に入賞したときは、即日、D級に昇級できる。
- 11 E級及びD級の競技会において、2種目以上を単科で行われたとき、各種目の昇級者が重複しても次点者をとらない。

(プロ降級規定)

- 第8条 プロ・スタンダードC級以上及びラテンアメリカンC級以上の選手の降級は、次のとおりとする。

降 級	降 級 規 定
A → B	1 競技年度内に、準決勝以上に1回以上、入賞する成績が得られなかったとき。
B → C	1 競技年度内に、自己級準決勝以上に1回以上入賞する成績が得られなかったとき。
C → D	1 競技年度内に、自己級1次予選を1度も通過できなかったとき。

- 2 1 競技年度内に当該級別競技会が4回以上開催されなかった場合には、第1項の降級規定を適用しない。但し、1度も競技会に出場しなかったものは、降級する。
- 3 D級選手の1競技年度内の競技会出場義務回数は、3回以上としこれに満たない選手は、降級する。
- 4 休場期間及び産休期間中は、降級規定の適用を受けない。
- 5 ノービス級選手が競技年度途中でD級に昇級した場合およびD級選手が競技年度途中でC級に昇級した場合には、その競技年度内は降級規定の適用を受けない。但し、その競技年度内の競技会出場義務回数は、次のとおりとしこれに満たない選手は、降級する。

昇 級 月	出場義務回数
1月～ 4月	2回以上
5月～ 8月	1回以上
9月～12月	次年度

- 6 休場届を提出したD級以上の選手の、その競技年度内における出場可能期間に対する競技会出場義務回数は、次のとおりとしこれに満たない選手は、降級する。

出場可能期間	出場義務回数
2ヶ月以下	0
3ヶ月～ 5ヶ月	1回以上
6ヶ月以上	D級選手は2回以上、C級以上の選手は第8条第1項の降級規定の適用を受ける。

- (1) 休場期間が競技年度途中の場合には、その競技年度のみこれを適用する。

出場可能期間 = 12 - 休場期間(月)

- (2) 休場期間が2競技年度にわたる場合には、休場届提出競技年度及び休場期間終了競技年度の各競技年度にこれを適用する。

① 休場届提出競技年度出場可能期間 = 提出月 - 1

② 休場期間終了競技年度出場可能期間 = 12 - 休場期間終了月

- 7 産休届を提出したD級以上の選手の、産休期間前及び産休期間終了後の、その競技年度内における出場可能期間に対する競技会出場義務回数は、次のとおりとしこれに満たない選手は、降級する。

出場可能期間	出場義務回数
2ヶ月以下	0
3ヶ月～ 5ヶ月	1回以上
6ヶ月以上	D級選手は2回以上、C級以上の選手は第8条第1項の降級規定の適用を受ける。

(1) 産休期間前競技年度

産休期間前出場可能期間 = 提出月 - 1

(2) 産休期間終了競技年度

産休期間終了後出場可能期間 = 12 - 産休期間終了月

- 8 第2条第4項の規定により昇級したプロB級選手は、その競技年度内は降級規定の適用を受けない。但し、その競技年度内の競技出場義務回数は1回以上とし、これに満たない選手は、降級する。

(アマ降級規定)

第9条 アマ・スタンダードC級以上およびラテンアメリカンC級以上の選手の降級規定は、次のとおりとする。

降 級	降 級 規 定
A → B	1 競技年度内に、準決勝以上に1回以上、入賞する成績が得られなかったとき。
B → C	1 競技年度内に、自己級2次予選を1度も通過出来なかったとき、又は1次予選を2回以上通過できなかったとき。
C → D	1 競技年度内に、自己級1次予選を1度も通過出来なかったとき。 但し、その競技年度内に8回以上競技会に出場した選手は、上記降級規定の適用を受けない。

- 2 1 競技年度内に当該級別競技会が4回以上開催されなかった場合には、第1項の降級規定を適用しない。但し、1度も競技会に出場しなかったものは、降級する。
- 3 D級及びE級登録選手が、1 競技年度内に1度も競技会に出場しなかったときは降級する。
- 4 休場期間中及び産休期間中は、降級規定の適用を受けない。
- 5 D級選手が競技年度途中でC級に昇級した場合およびC級選手が競技年度途中でB級に昇級した場合には、その競技年度内は降級規定の適用を受けない。
- 6 休場届を提出したC級以上の選手の、その競技年度内における出場可能期間に対する競技会出場義務回数は、次のとおりとしこれに満たない選手は、降級する。

出場可能期間	出場義務回数
2ヶ月以下	0
3ヶ月～ 5ヶ月	1回以上
6ヶ月以上	第9条第1項の降級規定の適用を受ける。

(1) 休場期間が競技年度途中の場合には、その競技年度のみこれを適用する。

$$\text{出場可能期間} = 12 - \text{休場期間(月)}$$

(2) 休場期間が2競技年度にわたる場合には、休場届提出競技年度及び休場期間終了競技年度の各競技年度にこれを適用する。

① 休場届提出競技年度出場可能期間 = 提出月 - 1

② 休場期間終了競技年度出場可能期間 = 12 - 休場期間終了月

7 産休届を提出したC級以上の選手の、産休期間前及び産休期間終了後の、その競技年度内における出場可能期間に対する競技会出場義務回数は、次のとおりとしこれに満たない選手は、降級する。

出場可能期間	出場義務回数
2ヶ月以下	0
3ヶ月～ 5ヶ月	1回以上
6ヶ月以上	第9条第1項の降級規定の適用を受ける。

(1) 産休期間前競技年度

$$\text{産休期間前出場可能期間} = \text{提出月} - 1$$

(2) 産休期間終了競技年度

$$\text{産休期間終了後出場可能期間} = 12 - \text{産休期間終了月}$$

8 第2条第4項の規定により昇級したアマA級選手は、その競技年度内は降級規定の適用を受けない。

(補則)

第10条 この規程に定めることのほか、競技選手の昇級及び降級に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

1. この規程は、平成11年1月21日からこれを施行する。
2. 第8条及び第9条の規定の適用については、平成11年度の昇降級審議委員会において審議決定する。

附 則

1. この規程は、平成13年9月27日からこれを施行する。
2. 平成14年度よりモダンをスタンダードに、ラテンをラテンアメリカンに、ヴェニズワルツをウイナーワルツに変更する。

附 則

この規程は、平成14年2月7日からこれを施行する。

附 則

この規程は、平成15年11月13日からこれを施行する。

附 則

この規程は、平成16年11月25日からこれを施行する。

附 則

この規程は、平成17年2月24日からこれを施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月28日からこれを施行する。

附 則

この規程は、平成17年11月17日からこれを施行する。

附 則

この規程は、平成17年12月8日からこれを施行する。

附 則

この規程は、平成18年8月13日からこれを施行する。

附 則

この規程は、平成20年7月31日からこれを施行する。

附 則

この規程は、平成22年8月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年12月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年7月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年2月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年12月13日から施行する。